



平成28年6月30日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	古川 有里	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

平成28年4月分 毎月勤労統計調査結果

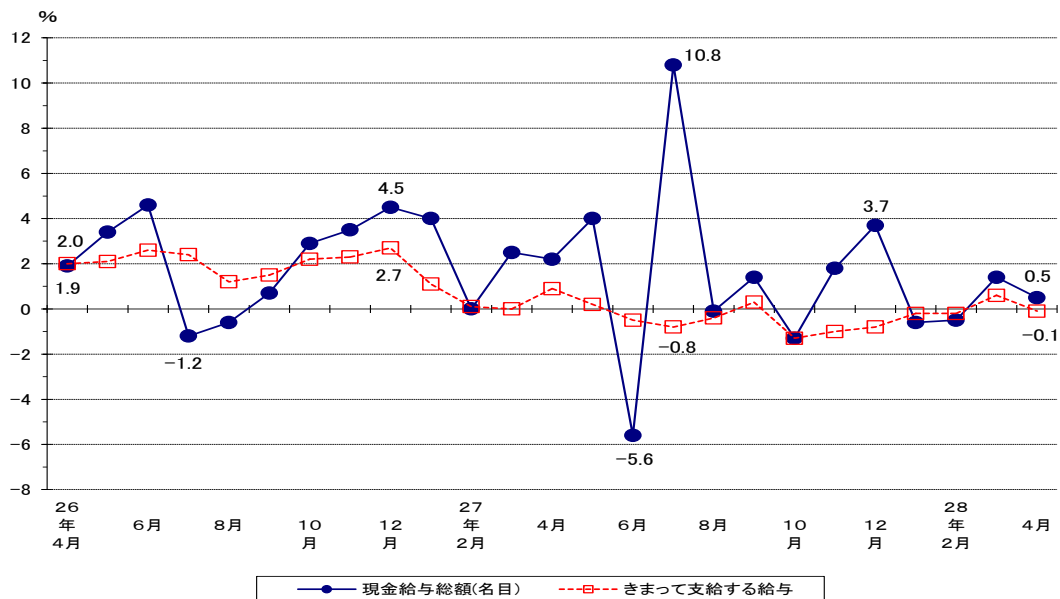
賃金

- ・4月のきまって支給する給与は、規模5人以上で234,322円、前年同月比4.7%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では266,983円、前年同月比0.1%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で241,568円、前年同月比4.2%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では277,770円、前年同月比0.5%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				特別に支払われた給与				
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	所定内給与		所定外給与		実数	前年同月差
								実数	前年同月比	実数	前年同月比		
【事業所規模5人以上】	円		%	%	円	%	%	円	%	円	%	円	円
調査産業計	241 568	85.9	△1.3	△4.2	234 322	1.0	△4.7	216 129	△4.3	18 193	7 246	991	
建設業	272 255	81.5	5.8	△21.4	257 990	0.2	△25.4	249 383	△23.8	8 607	14 265	13 646	
製造業	283 753	91.0	2.0	△1.6	268 154	△0.1	△3.2	236 316	△2.9	31 838	15 599	4 082	
卸売業、小売業	186 143	86.1	1.2	△4.3	183 025	1.2	△3.2	173 913	△2.7	9 112	3 118	△ 2 361	
医療、福祉	249 509	86.6	△7.1	△6.8	248 747	△0.8	△6.8	232 969	△6.4	15 778	762	11	
【事業所規模30人以上】													
調査産業計	277 770	88.3	△0.8	0.5	266 983	0.7	△0.1	242 488	0.3	24 495	10 787	1 479	
建設業	315 738	68.3	2.2	△2.6	313 934	1.7	△3.1	308 820	△3.1	5 114	1 804	1 804	
製造業	314 534	91.4	2.5	1.6	293 676	0.0	0.0	256 760	0.4	36 916	20 858	5 000	
卸売業、小売業	177 675	83.6	6.5	△1.3	170 048	4.0	1.2	161 015	0.7	9 033	7 627	△ 4 288	
医療、福祉	295 966	89.2	△9.1	△1.2	295 219	△1.9	△1.2	272 736	0.2	22 483	747	△ 186	

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



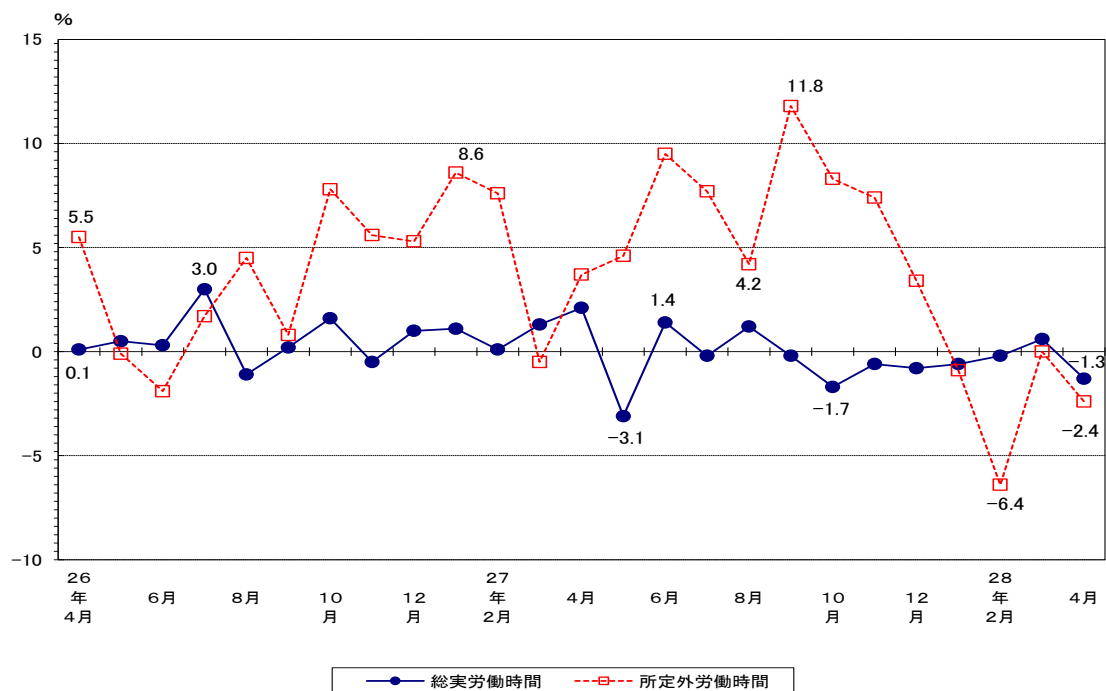
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で148.4時間、前年同月比3.9%減で、5ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では156.2時間、前年同月比1.3%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.9時間、前年同月比3.6%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では12.3時間、前年同月比2.4%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間						所定外労働時間			出 勤 日 数		
	実 数	指 数	前月比		前年同月比		実 数	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差
			%	%	%	%						
【事業所規模5人以上】												
調 査 産 業 計	148.4	99.9	2.3	△3.9	10.9	0.0	△3.6	19.3	0.3	△0.6		
建 設 業	142.1	82.0	3.5	△18.2	4.5	△9.9	△59.8	18.9	0.7	△2.3		
製 造 業	173.6	107.1	2.1	△0.5	17.7	△0.6	1.1	20.6	0.4	△0.2		
卸 売 業、小 売 業	133.0	98.2	2.9	△4.3	5.8	5.5	△12.1	19.6	0.4	△0.3		
医 療、福 祉	138.0	100.2	3.3	△4.5	3.9	△4.9	2.5	19.0	0.4	△0.7		
【事業所規模30人以上】												
調 査 産 業 計	156.2	102.6	1.6	△1.3	12.3	0.0	△2.4	19.6	0.2	△0.3		
建 設 業	159.8	90.4	2.3	4.8	6.9	△7.9	△16.8	20.3	0.5	1.1		
製 造 業	176.5	105.9	1.0	△0.3	18.7	△1.5	0.0	20.5	0.2	△0.1		
卸 売 業、小 売 業	134.5	100.7	7.4	0.5	5.0	16.3	11.1	20.1	1.1	0.1		
医 療、福 祉	146.3	103.2	2.6	△1.7	4.6	△11.5	△8.0	19.1	0.5	△0.7		

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で664,049人、前年同月比2.3%増で、16ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では347,919人、前年同月比0.2%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模5人以上で34.6%となり、前年同月差3.2ポイント上昇した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者							労 働 異 動	
	実 数	指 数	前 月 比	前 年 同 月 比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入 職 率	離 職 率	
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%	
調 査 産 業 計	664 049	101.8	0.1	2.3	34.6	3.2	4.38	4.03	
建 設 業	40 759	107.6	△ 6.3	8.0	21.9	11.9	1.63	7.91	
製 造 業	177 181	96.7	1.2	0.6	18.0	2.3	2.95	1.77	
卸 売 業、小 売 業	105 345	90.5	△ 0.2	0.6	56.4	3.6	2.80	2.97	
医 療、福 祉	88 717	115.6	△ 0.5	△ 0.8	33.1	7.5	5.31	5.82	
【事業所規模30人以上】									
調 査 産 業 計	347 919	96.8	0.8	△ 0.2	27.6	0.0	4.54	3.16	
建 設 業	10 138	98.0	△ 1.3	△ 3.7	20.2	0.3	0.88	2.21	
製 造 業	127 163	95.4	1.6	△ 0.2	13.5	0.3	2.93	1.26	
卸 売 業、小 売 業	38 677	81.8	△ 0.1	△ 3.0	67.7	0.8	1.43	1.67	
医 療、福 祉	56 066	119.8	1.3	0.4	21.4	△ 0.4	6.23	4.99	

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

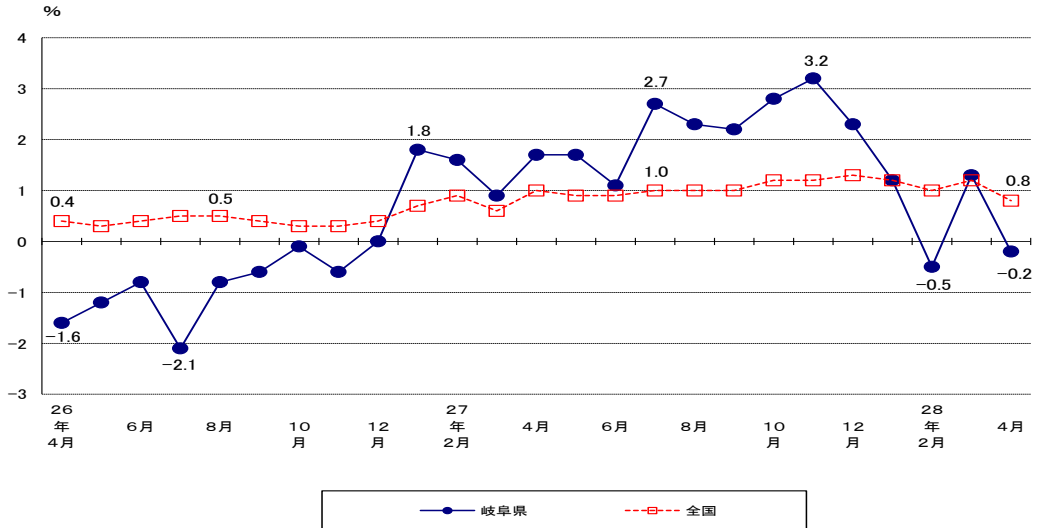
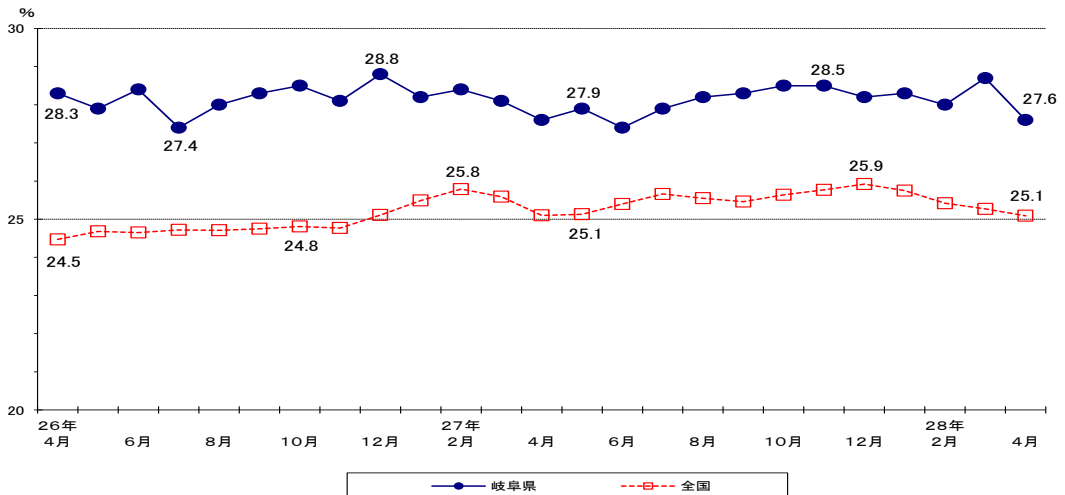


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



【利用上の注意】

- 1 平成 27 年 1 月分調査から、平成 24 年経済センサス活動調査の結果等に基づき、調査対象事業所の抽出替えを行った。このため、賃金・労働時間指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(平成 22 年=100 としている)
- 2 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 4 現在の指数の基準時は、平成 22 年（2010 年）である。
- 5 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ② 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前 2 か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者。のいずれかに該当する者をいう。
- 6 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 750 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>